

狩猟税の取り扱いについて

岡山県 税務課

狩猟税の軽減制度の取り扱いについては、令和6年3月31日までの間は、次のとおりです。

【対象鳥獣捕獲員】※鳥獣被害対策実施隊員

軽減措置の内容・・・課税免除
必要書類・・・3ページに記載しています

【認定鳥獣捕獲等事業者の従事者】

軽減措置の内容・・・課税免除
必要書類・・・3ページに記載しています

【許可捕獲者】

※狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護法又は鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした方

軽減措置の内容・・・2分の1税率（減免）
必要書類・・・2ページのフローチャートにより確認してください

【許可捕獲者の従事者】

※狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護法又は鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した方

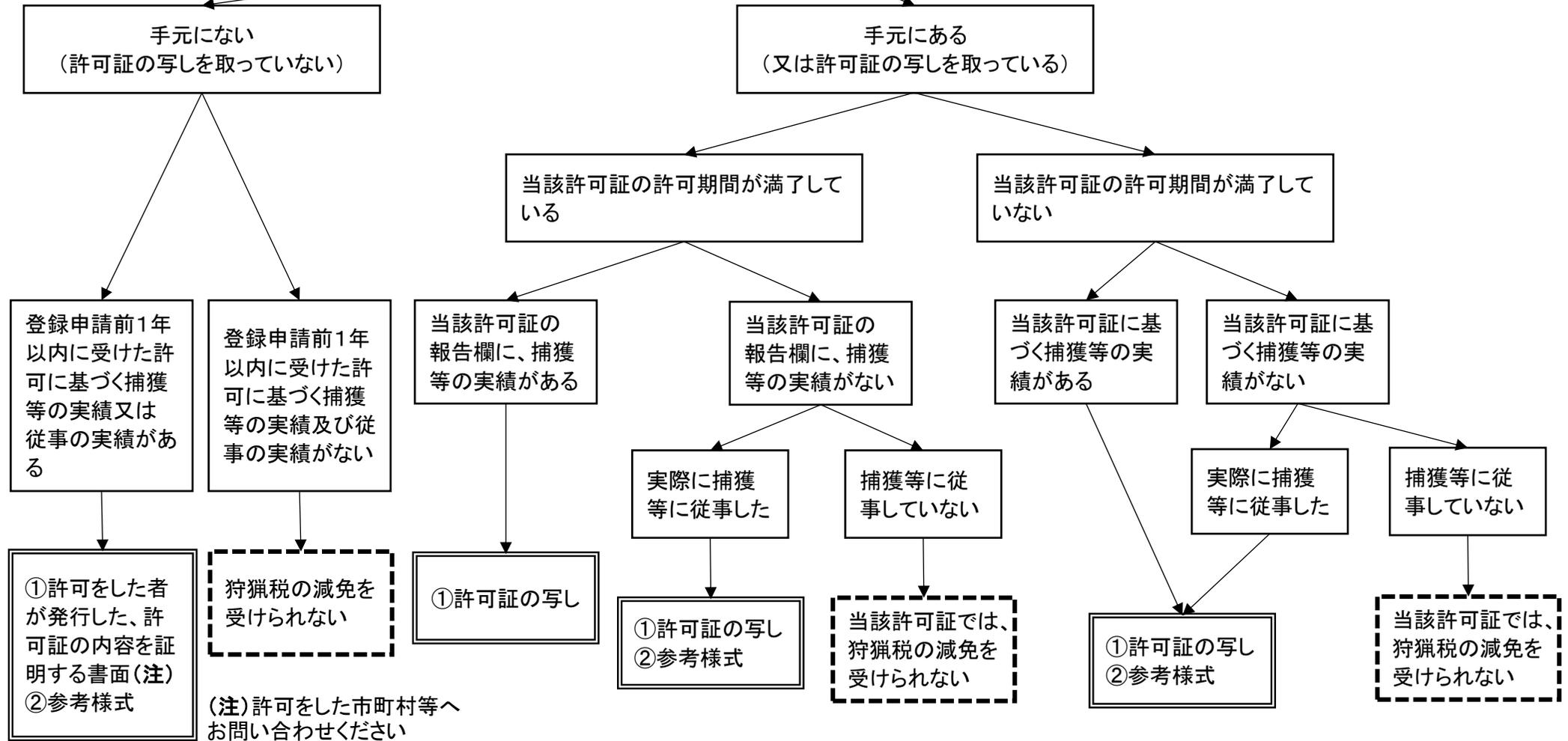
軽減措置の内容・・・2分の1税率（減免）
必要書類・・・3ページのフローチャートにより確認してください

許可捕獲者が添付する書面 税率2分の1(減免)

※許可証の取得日が狩猟者登録申請より1年以上経過していたとしても許可証の有効期間内であれば適用する

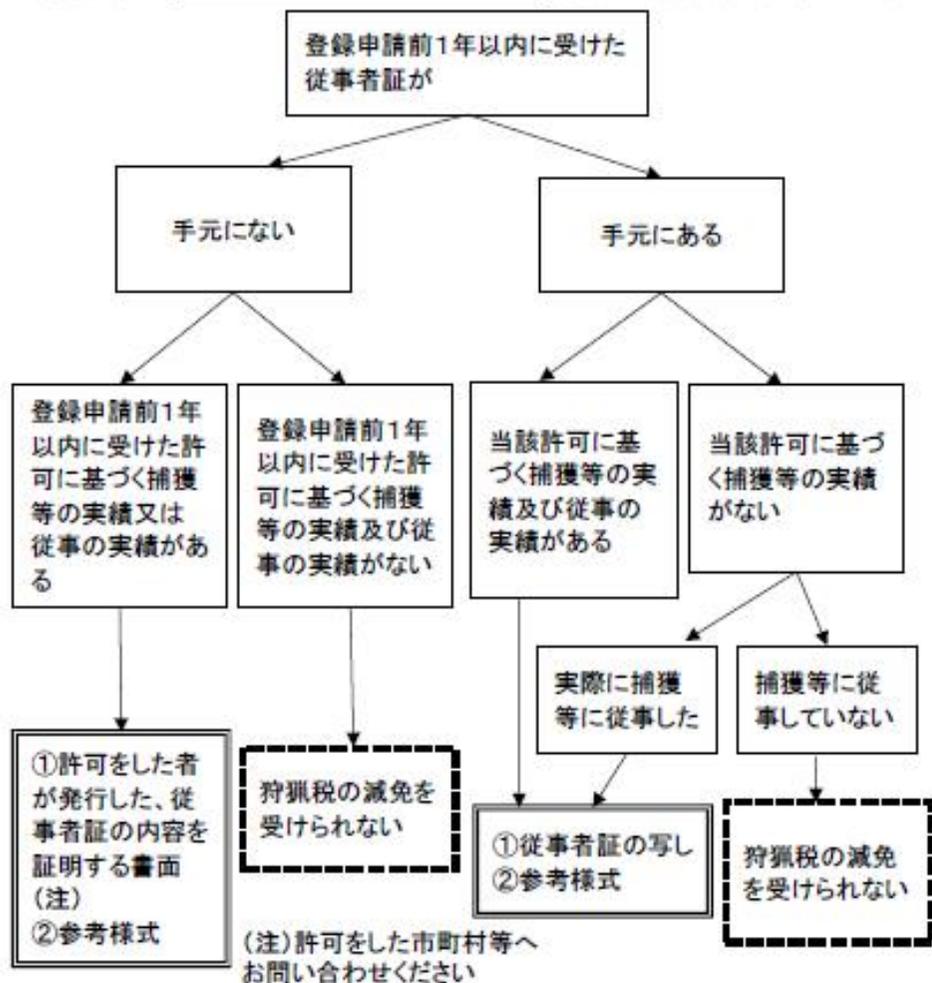
狩猟者登録申請前1年以内※に取得した法に基づく許可証が

※許可捕獲者とは
 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護法又は鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲を行った方



許可捕獲者の従事者が添付する書面について 税率2分の1(減免)

※ 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護法又は鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した方



課税免除に該当する人が添付する書面について

【対象鳥獣捕獲員】 ※鳥獣被害対策実施隊員

①市町村長からの対象鳥獣捕獲員であることを証する書面

【認定鳥獣捕獲等事業者の従事者】

→ 以下の①から④のすべての書類が必要

- ①認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
(鳥獣保護管理法施行規則第19条の9第1項)
- ②認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書
(鳥獣保護管理法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成)
- ③申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類(当該事業の委託契約書の写し等)
※ 当該事業は、申請前1年以内に申請する都道府県で実施されたものであって、かつ鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限る。
- ④上記③の事業に従事した際の従事者証の写し(又はこれに準ずる書面)

※ 従事者証に記載された内容(有効期間、捕獲等の目的・区域等)が上記③の事業に対応したものに限り、
なお、従事者証(指定管理鳥獣捕獲事業に係る従事者証を除く)に記載の「目的」については、鳥獣保護管理法第9条第1項鳥獣の管理に係るものに限られる。

